

上教委総第 699-2 号
令和 2 年 10 月 23 日

保護者 様

上三川町教育委員会教育長 氷室清



感染性疾患における「登校届」・「意見書」について

錦秋の候、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、現在上三川町では小中学校の児童生徒が学校感染症にり患した場合は、医師による「治癒証明書」の取得をもって児童生徒の登校再開を判断していますが、県教育委員会の指導及び小山地区医師会との協議により、「治癒証明書」に代わる新たな様式が使用されますのでお知らせいたします。

つきましては令和 2 年 11 月より、学校感染症にり患した場合は、疾患の種類に応じて「登校届（保護者が記入）」または「意見書（医師が記入）」を提出していただくことになりますのでご了承願います。

「登校届」・「意見書」の用紙については小山地区医師会の医療機関において、無料で発行されます。書式については裏面に記載しておりますのでご確認ください。

なお、小山地区医師会以外の医療機関を受診した場合は、その医療機関が発行する用紙を提出くださいますようお願いいたします。その際、各医療機関が定める診断書料金が発生する場合がございますのでご承知おきください。

※小山地区医師会の市町…小山市、野木町、下野市、上三川町

※「登校届」・「意見書」の用紙は学校にはありません。

担当：教育総務課学校教育係

電話：56-9156

登校届 (保護者記入)

意見書 (医師記入)

学校長印

学年 組

氏名

生年月日 年 月 日

(病名) 該当疾患に□チェックをお願いします

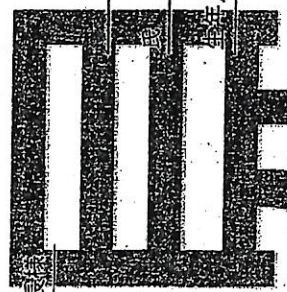
溶連菌感染症	
マイコプラズマ肺炎	
手足口病およびヘルパンギーナ	
伝染性紅斑(りんご病)	
ウイルス性胃腸炎 (ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等)	
帯状疱疹	
伝染性軟属腫(水いぼ)	
伝染性膿痂疹	
頭ジラミ	

(医療機関名) (年 月 日 受診)

において上記と診断されましたが、その後、集団生活に支障がない状態と判断しましたので、
年 月 日 より登校いたします。

保護者氏名 年 月 日 印

※保護者の皆さまへ
上記の感染症については、『登校のめやす』を参考に、医師の診断に従い、登校届けの記入および学校への提出をお願いします。



学校長印

学年 組

氏名

生年月日 年 月 日

(病名) 該当疾患に□チェックをお願いします

麻疹(はしか)	
インフルエンザ(Ａ型、Ｂ型)	
風しん	
水痘(水ぼうそう)	
流行性耳下腺炎(おたふく病)	
結核	
咽頭結膜熱(アデノウイルス)	
流行性角結膜炎	
百日咳	
腸管出血性大腸菌感染症(O157、O26、O111等)	
急性出血性結膜炎	
侵袭性髄膜炎(肺炎球菌、脳膜炎球菌、インフルエンザウイルス等)	

集団生活に支障がない状態になりました。

年 月 日から登校可能と判断します。

医療機関名 年 月 日 印
医師名

※保護者の皆さまへ
上記の感染症について、医師により集団生活に支障がないと判断され、登校を再開する際には、この「意見書」を学校に提出して下さい。

この様式は『小山地区医師会共通書式』です。
小山地区医師会委員の医療機関にて、この用紙を使用した場合、文書料は無料です。
この用紙以外のものにつきましては、各医療機関が定める正規の診断書料金が発生します。

